

おばま



市議会だより



(餅つき会：1月12日 西津保育園にて)

平成17年1月25日

No. **102**

編集・発行 小浜市議会広報委員会

主な内容

- 新春のごあいさつ／副議長が交代しました・・・P2
- 12月定例会の結果・・・P2～P3
- 12月定例会の一般質問・・・P4～P7
- 委員会人事異動のお知らせ・・・P7
- 総合交通対策委員会の視察報告・・・P8

http://www.city.obama.fukui.jp/gikai/frame_top.htm

新春のごあいさつ



あけましておめでとうございます。皆様には、良き新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

いつの時代であっても人々は、その時々の世界情勢、国内世情、天変地異など、一年を顧みた評価と新年に向けての期待を語り続けてきました。

希望を持ち続けて新しい時代の創造に向けた努力の積み重ねを持続しようとしています。

昨今の国際諸情勢の激変に求められているわが国の誤りなき対応、地球規模の自然災害、そしてわが国で発生している各種災害は、国政における問題だけではなく、私たち地方自治に関わる議会として唯一市民生活の根幹である、生命と財産を守る事に徹しなければなりません。

今年、当面する諸課題は、政策のあらゆる分野で三位一体改革に代表されるように、地方自治体の自己決定能力が問われています。この、自己決定には、議員はもちろんのこと、市民各位共々今の時代が求める「改革した意思表示」が反映されなければなりません。今後とも、議会に対して、忌憚なきご提言・ご協力をお願いし、皆様にとつて、実り多い一年でありますことをご祈念いたします。

小浜市議会 議長 山口 貞夫

副議長が交代しました

十二月十三日付けで富永前副議長から提出されておりました副議長の辞職願が翌十四日に本会議において許可されました。その後副議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行った結果、第四十七代副議長に小堂清之議員が選ばれました。



第四十七代副議長

小堂 清之 (こどう きよゆき)

小浜市下田 (六十八歳)

現在二期目

12月定例会の結果について

陳情 5件

【採択】

- 日本郵政公社としての経営形態堅持の意見書を求める陳情書

陳情者／小浜市身体障害者福祉連合会
会長 小山 尊士

【不採択】

- 教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府に提出することを求める件

陳情者／自由法曹団北陸支部福井県団員
弁護士 島田 広 ほか1名

- 利用者負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書採択に関する陳情
- 年金制度の抜本的改善を求める意見書採択に関する陳情

陳情者 (2件ともに) /
嶺南地域社会保障推進協議会

代表委員 岩本 敏行 ほか3名

- 陳情書 (「安全な国産食料」および「抜本的な食料自給率向上」)に関する意見書を求める陳情

陳情者／国民の食糧と健康を守る運動福井県連絡会
代表委員 玉村 正夫

12月定例会日程

7日	本会議 会期決定・決算特別委員長報告・質疑・討論・採決・議案上程・質疑・委員会付託
8日~12日	休 会
13日 14日	一般質問 一般質問
15日~20日	休 会 (委員会審査)
21日	本会議 常任委員長報告・質疑・討論・採決

平成十六年第六回定例会は、平成十六年十二月七日から二十一日までの十五日間の会期で開催されました。今定例会においては、九月定例会から継続審査となつていた平成十五年度歳入歳出決算の認定に関する十三の議案が決算特別委員長の報告を経て認定されました。続いて、二十二件の補正予算等の議案が上程され、最終日には収入役の選任など二件の人事案件と一件の意見書案など四件の議案を追加上程し、それぞれ原案のとおり可決し、閉会いたしました。議決の内容は次のとおりです。

議案 39件

内 訳

＜12月7日議決分＞

- ・決算認定 13件 (原案認定)
- ・専決報告 1件 (報告受理)
- ・専決議案 7件 (原案承認)

＜12月21日議決分＞

- ・補正予算 8件 (原案可決)
(一般会計歳入歳出総額を13,807,274千円にほか)
- ・条 例 2件 (原案可決)
(小浜市国民健康保険税条例の一部改正についてほか)
- ・意見書案 1件 (原案可決)
(国家国民のための日本郵政公社としての経営形態堅持の意見書ほか)
- ・人事案件 2件
(収入役の選任についてほか)
- ・その他 5件
(辺地の総合整備計画の策定についてほか)

収入役の選任に同意

長尾 一彦氏 (小浜市遠敷 (島))
※新任

人権擁護委員に推薦することに同意

前川 久子氏 (小浜市水取三丁目)
※再任

十二月定例会常任委員会 主な審査の概要

《企画総務常任委員会》

西本 正俊 委員長

Q 議案第七十九号 歳入第十三款国庫支出金、第一項国庫負担金、第三目災害復旧費国庫負担金で現年度災害復旧費負担金について、特別交付税の今後の見込みについては、

A 全国で災害が発生しており十二月補正で昨年度よりわずかに増えている程度で、三月になつてみないとなんともいえない。

Q 同議案歳出第二款総務費、第一項総務管理費、第七目企画費で集落集会所施設等環境整備事業補助金について、平成十六年度における公民館等のトイレ水洗化にかかる補助件数は、

A 平成十五年度は八件、十六年度は二件。今後下水の完備状況により西津・遠敷・中名田地区への利用が見込まれる。

Q 議案第八十七号 小浜市国民健康保険税条例の一部改正について、国保税の納期を年四期から年八期に変更するのは納税者からの希望であったのか、

A また、収納事務や窓口業務への影響は、

A 分割納付の依頼は多く、収納率を高めるために多分割に応じてきている。また、国民健康保険運営審議会から、八期納付はありがたいとの声があった。収納事務や窓口業務への影響については、電算システムを改良するなど合計一千万円を掛けて対応することと

している。

○また、郵政公社の経営形態堅持に関する陳情については、民営化されると採算の合わない郵便局は閉鎖されることが十分考えられる。本市においても郵便局の数は減り、利用者にとつて不便となるので民営化はすべきでない。過疎地に郵便局がなくなつたらどうなるのか、市民の立場に立つて考えるべき、との意見があつた。

《まちづくり常任委員会》

池田 英之 委員長

一 議案第七十九号 第四款衛生費、第一項保健衛生費、第三目環境衛生費の合併処理浄化槽設置整備事業補助金一、一八八千円について審査。

二 第五款労働費、第一項労働諸費の企業誘致促進事業七、七六千円について審査。意見として、企業誘致については積極的な対応を望む。

三 第六款農林水産業費、第一項農業費、第三目農業振興費の水田園芸生産基盤整備事業二、二七四千円について審査。

四 第八款土木費、第四項都市計画費、第一目都市計画総務費の県営事業負担金五、五〇三、四一十千円について審査。

五 第九款消防費、第一項消防費、第一目消防費の若狭消防組合負担金の共通分担金七、八七一十千円について審査。

六 第十一款災害復旧費、第一項農林水産業施設災害復旧費、第一目農地農業用施設災害復

旧費五二、八九二千円、第二目林業施設災害復旧費一五、八八八千円について審査。意見として、災害復旧関係の予算については、市民生活に影響の出ないよう早急な執行、早期の事業対応を要する。

七 議案九十一号 訴訟の提起について審査。意見として、滞納しないような納付指導、入居基準等の厳格な執行を要望する。

八 陳情第十五号 陳情書（「安全な国産食料」および「抜本的な食料支給率向上」）に関する意見書を求める陳情）について審査。

《民生文教常任委員会》

山本 益弘 委員長

Q 議案第七十九号 第四款衛生費、第一項保健衛生費、第二目予防費、結核予防事業について、平成十七年四月からは結核予防法の改正で今までの集団接種が変更になるとの事だが、法改正後なるべく速やかに対応するなど示されているのか。

A 今回の補正の対象は平成十六年七月一日から十一月三〇日までで生まれた乳児が対象だが、法改正に伴う移行期間がないため、対象者を集中的に二月（三月の間に接種したい。九〇％以上の乳児を接種させなければならず、現行の集団接種では困難なことから、来年度からは個別または月一回の接種などで対応したい。

Q 同議案、第二項清掃費、第二目ごみ処理費、ごみ収集事務経費について、今回の補正による作成されるチラシにより一目でわかるものとなるのか。今回のチラシには通常一週間ですでてくる袋収集されるごみを対象に分かりやすく作成する。年にいくつしかかかない粗大ごみを含めて三月にまとめて冊子として作りたいと思つている。

A また、意見として

○小浜市国民健康保険事業および小浜市老人医療会計の全般を通じて、国民健康保険も老人医療費も年々増加しているが、本市では健康都市を標榜、食のまちづくり条例を施行し、健康にも配慮した取り組みをしているが医療費が増加している。医療も大切だが予防も大事。財政が厳しいなかで医療費が毎年伸びることでのいのかというところもあり、全国に胸を張って大丈夫だという取り組みを願いたい。

○議案第八十五号 平成十六年度小浜市介護保険事業特別会計補正予算（第二号）の介護保険全般について、施設への待機者が多くある中、保険料を支払った者が十分ないというところを受けることができるかということになれば、将来、介護保険料の未払いなどが心配される。保険者と被保険者が適正な関係を保つよう対応を検討していただきたい。

決算特別委員会の概要

九月定例会に設置された決算特別委員会の審査概要は次のとおりです。

十月十八日、二十日、十一月十七日、十八日の四日間にわたり本委員会を開催し、現地視察を含めた予算が合理的かつ効率的に執行されたか、また市民へのサービス、行政効果はどうであったか等について慎重に審査いたしました。

説明によると平成十五年度の実質収支は約二億二、四六五万円で、実質単年度収支は、約一億一、六五万円の黒字となりました。歳入は地方税の減、地方交付税の減、事業の完了などによる県支出金の減などにより、対前年度比一億四、四二六万三千円の減となっております。

一方、人件費が一億円あまり減となったが、特別会計への繰出金の増、公債費の増などにより支出が増えたことから、財政指標である経常収支比率は、八九・七％と、対前年度比一・四％増となりました。また、標準税収入の減と公債費の増を要因として公債費比率は十六・〇％で対前年度比〇・五％増、起債制限比率の三年平均は十一％とともに増加となっております。

これらの厳しい決算の報告をもとに各委員から各事業について質疑が行われました。

なお、当委員会に付託された議案は、すべて原案のとおり認定することに決しました。